

報告第 13 号

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成 27 年小城市告示第 12 号)の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

幼児教育・保育の無償化に伴い、小城市立幼稚園保育料徴収条例を廃止するため。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市規則第 号

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成19年小城市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成19年小城市規則第12号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（小城市立幼稚園に関する事務）</u></p> <p><u>第4条 市長は、小城市立学校設置条例（平成17年小城市条例第75号）に規定する小城市立幼稚園に関する事務のうち、小城市立幼稚園保育料徴収条例（平成17年小城市条例第77号）の規定に関するものを、教育委員会事務局の職員に補助執行させる。</u></p>	